

熊本県警察通訳者・翻訳者運用要綱の制定について(通達)

平成 5 年 3 月 24 日

熊捜一甲第 409 号

〔沿革〕 平成 7 年 2 月熊警甲第 306 号、9 年 3 月第 865 号、14 年 3 月熊警第 268 号、16 年 8 月第 1094 号、19 年 3 月第 277 号改正

【概 要】

本通達は、熊本県警察において取り扱う外国人又は外国が関係する事案への迅速な対応を図るため、熊本県警察職員のうち通訳又は翻訳に従事する者及び熊本県警察職員以外の者で通訳又は翻訳に従事する者の運用について、必要な事項を定めた「熊本県警察通訳者・翻訳者運用要綱」とその解釈及び運用上の留意事項について定めたものである。